

別紙 2（第 4 及び第 7 関係）

消毒済みの表示と表示方法

消毒済みの表示と表示方法は、国際基準の附属書 2 の規定のほか、本別紙 2 に適合する方式により実施する。

消毒済みの表示のうち次に掲げる事項については、それぞれに掲げる方式により記載するものとする。

（1）国コード JP

（2）木材こん包材生産者登録番号（国コード（日本の場合にあつては、JP）の後の 7 桁の数字）

7 桁の数字の左から、登録こん包材生産者の所在地を識別する 3 桁の数字（3 桁の数字は別表を参照）、次いで実施機関を 1 桁の数字、最後に登録こん包材生産者を識別する 3 桁の数字により構成されるものとする。